

# 平成29年第5回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成29年5月25日

午後2時30分～午後4時20分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは定刻となりました。ただいまから平成 29 年昭島市教育委員会第 5 回定例会を開会いたします。

会議に入る前に、前回の会議で御紹介ができなかった新たな説明員を御紹介いたします。神菌指導主事、自己紹介をお願いいたします。

○指導主事（神菌博之） 昭島市教育委員会指導主事、神菌と申します。この 4 月から配属されました。よろしくをお願いいたします。

○教育長（小林一己） ありがとうございます。

なお、近藤庶務課長でございますけど、本日、公務のため欠席をいたしております。

それでは会議に入りたいと存じます。本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

初めに前回の会議録の署名につきましては、既に調整を終わり署名も得ておりますので御了承ください。

次に、委員会会議規則第 19 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。2 番の紅林委員、そして 3 番の石川委員となります。よろしくをお願いいたします。

それでは日程 4、教育長の報告に移ります。

初めに、私のほうから御報告をさせていただきます。4 月下旬から始まりました各小学校の地区委員会ウィズユースによりますスポーツ大会につきましては、天候にも恵まれ多くの小学生が参加をし、充実したひとときを子供たちも過ごせたと思えます。ウィズユースや保護者の皆様のほか、校長をはじめ多くの先生方にも協力をしていただき感謝をいたしております。教員、保護者、そして地域が和気藹々とスポーツ大会を運営している姿、そして楽しそうな児童の姿を見て子供たちの健全育成は、改めて多くの方々の協力により培われていくものと感じたところでございます。

続きまして、小中学校の教育活動につきましては早 1 カ月半を経過いたしております。新入生も新たな学校環境にも慣れ、1 学期も順調に行われております。今学期の大きな行事といたしましては、小学校におきましては今月下旬から 6 月上旬にかけて 6 年生の移動教室が実施され、また中学校におきましては体育祭が開催されます。先日の校長会におきましても、児童生徒がさまざまな体験をし、満足感あふれる行事にするよう各校長をお願いをしたところでございます。教育委員の皆様も、お時間の許す限り体育祭など子供たちの学校での様子を御覧になっていただきたいとこのように思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、既に御報告をしております「昭島市チャレンジデー 2017」が来週の 31 日、水曜日に実施をいたします。先日市長が対戦相手の秋田県横手市の高橋市長とテレビ電話でエール交換を行いました。両市長ともチャレンジデーをきっかけとしてスポーツを通した市民の健康づくりがさらに広がることを期待しているとこのようにお二方とも強調をされておりました。

また、昭島市議会でございますけれど、議長職とも改選のために 5 月 9 日から臨時市議会を開催し、議長職には木崎議員が、そして副議長職には大島議員が就

任をされております。また、各常任委員会の委員等の改選も同時に行われまして教育委員会が所属をいたします厚生文教委員会の委員長は赤沼委員、そして副委員長は高橋委員にかわりまして、同委員会の委員数は委員長、副委員長を含め8名となっておりますので御承知おきいただきたいと存じます。

最後になりますが、本日の協議事項にあります給付型奨学金制度を創設するための浄財5,000万円になりますが、再度、田中氏から御寄付をいただきまして、先日市長から感謝状をお渡しいたしましたところでございます。本日の朝刊にもその記事が載っていることと思いますが、教育委員会といたしましても来月の定例会の前に同氏に敬意を表したいと思っておりますので対応方よろしくをお願いいたします。なお、教育委員会の名義使用承認につきましては7件となっております。

以上で私の報告を終わります。

ただいまの私からの報告について御意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは以上で私の報告を終わります。

日程5、議事に移ります。議案第14号「昭島市学校給食共同調理場整備基本計画の策定について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） それでは、議案第14号「昭島市学校給食共同調理場整備基本計画の策定について」その提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

現在の学校給食共同調理場については、老朽化や耐震問題などから新たな共同調理場の整備が必要な状況であり、この整備を進めていくにあたり平成28年8月に教育委員会より学校給食運営審議会に対し、学校給食共同調理場建設に伴う整備内容等について諮問し、運営審議会では3回の審議を重ね、学校給食の充実や衛生管理の徹底を図るための施設、設備、食育や防災としての役割を備えた施設など基本的な整備内容等について、昨年10月に答申をいただきました。この答申内容を踏まえ、整備基本計画の案を策定していく中でも運営審議会の御意見を伺いながらその案をまとめ、今年の3月1日から4月3日までの間、パブリックコメントを実施し、3人の市民の方から11件の御意見をいただきましたが、整備基本計画に反映するものはなく、運営審議会にもこの内容を報告し最終的な整備基本計画の案がまとまりましたので、本日、昭島市学校給食共同調理場整備基本計画の策定について提案いたすものでございます。

お手元に配布をさせていただきました昭島市学校給食共同調理場整備基本計画を御覧いただきたいと思います。

第1章では、学校給食運営基本計画が定めている学校給食の基本理念や基本方針について、第2章では、現在の学校給食共同調理場の概要や現状で抱える課題について記載しております。

第3章では、新たに整備する学校給食調理場の内容となっており、1として整備に関する基本方針を記載しております。2では新たな共同調理場の概要や建設予定地などを記載しており、3では安全・安心な学校給食を提供するため整備する諸室や機器等、食器・食缶等、使用する熱源など整備に関する基本方針について、4では新たな共同調理場で提供する献立の基本方針について記載しております。

また、共同調理施設以外の付加価値をもった施設とするよう、5では食育施設

としての役割、6では防災施設としての役割に関する整備の基本方針について、7では新たな共同調理場を環境に配慮した施設とするよう整備の基本方針について記載しております。8では、この新たな共同調理場を整備するにあたり、その整備方式について記載し、9ではこの整備に関する現段階でのスケジュールを記載しております。10では用語解説を記載し、最後に参考資料として運営審議会の名簿、検討経過の資料を載せております。

以上、甚だ簡略な説明で恐縮に存じますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第14号について事務局からの説明が終わりました。  
本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

○委員（紅林由紀子） 読ませていただきまして、大変いろいろな面から配慮されているすばらしい施設になるのではないかなと思ひまして楽しみなんですけれども、2点お伺いさせていただきたいんですが、1点目は食物アレルギー対応給食の専用調理室ができるということで、自校調理校の対応を含む最大100食対応可能な施設というふうにあります。この意味は、自校給食の学校でも食物アレルギー対応が必要なお子さんの給食はここでつくってそこまで各校へ運ぶということなのかどうかということをお伺いしたいというのが1点と、もう1点は食器についてなんですけれども、今まで共同調理場の子供はこういうトレイで、それが変えられるということだととてもいいことだと思うんですけれども、和食の場合は基本的にはお椀や飯椀は持って食べるということが基本的なことだと思うんですけれども、そういうふうな高台の部分があるような食器になるのか、そこはやっぱり難しいのかどうかというか、そこら辺は今検討されている状況についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○学校給食課長（坂本忠司） まず1点目の食物アレルギーのほうなんですけれども、対応給食のほうは、今現在は自校でアレルギー対応ということでやっているんですけれども、専用の調理室がないということから今後の安全性というところを考えると、調理場で一括してアレルギー対応の給食を調理して各学校に配送するというような形で考えております。

あと、2点目の食器のほうなんですけれども、一応、今もう食器の素材はPEN食器というふうなところで考えておりますので、PEN食器であれば磁器食器よりかなり軽く、今とそんなに重さ的にも変わらないというところがありますので、児童生徒が持って食べられるような重さにはなるのではないかと考えております。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。まず1点目の食物アレルギー対応ということなんですけれども、とすると、かなり食数としては自校給食のお子さんの場合少ないと思うんですけれども、それはずっと巡回して配って回るみたいな感じになるんですかね、結構、共同調理場の給食以外の学校も転々とあると思うので結構大変なのかなと思うんですけれども、その辺の時間的なとか経費的な部分

は大丈夫なのかなという部分が1点ありますのと、あと材質についてはよくわかりましたのと、重さもそうだと思うんですけども、やっぱり持つには下の高台の部分があるかないとではやっぱり全然持ちやすさというか、そういうのがない器は持たないですね、西洋食器の場合は持たないと思うので、その辺の形については検討されていらっしゃるかどうかというのをちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○学校給食課長（坂本忠司） アレルギーの、確かに各学校、食数としては少ない形に自校のほうはなるかと思うんですけども、そちらについても配送していくという形の中で今現在、調理場校は配送しているという形の中で、その配送の経路というところは、今後給食時間まで2時間以内というところがありますので、そこを超えないような形での配送ルートというのを今後は検討していきたいと考えております。

あと食器のほうなんですけれども、そうやって持って食べられるような食器を購入できるように検討はしていきたいと考えます。

○委員（紅林由紀子） わかりました。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） ほかの皆さんはいかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 大変、随分まとまっているかなというふうに思っておりました。この食育施設というふうな性格も持たせているということだし、また防災施設というふうなものの機能もそこであわせて整備をしていくんだというような、大変素晴らしいと思って拝読をいたしました。

そうなりますと食育関係、いろんな人が出入りする部分と調理したりという部分ときちっと分かれてやっているんだろうと思うんですが、ちょっと設計図みたいなものがよくわからないんですけども、その辺はちゃんと、例えばトイレの問題だとかはっきり区別がされているのかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。

○学校給食課長（坂本忠司） 今、御指摘いただきました来場者と調理の区別というところなんですけれども、やはり衛生面のところからそういった区別というところは必要と考えておりますので、トイレも専用の、調理員専用のトイレ、来場者専用のトイレという形で考えており、通路のほうも交差しないような形での経路、通路というところを考えておりますので、その点は安全面を考えて設計のほうをしていきたいと考えております。

○委員（白川宗昭） わかりました。

○委員（氏井初枝） この計画につきまして、本当に多面的な方面からの御検討をいただいているものができるというふうに思っております。私がお尋ねしたいのは残菜のことなんですけれども、給食の残菜が意外に多くて、その残菜の処分にす

ごくお金がかかるっていうのを今までいろんな所で聞いてきたんですね。昭島の現状がどうなのか、それからこの新しく変わったところでその残菜のことに關してはどのように対応なさるのかをお聞きしたいと思います。

○学校給食課長（坂本忠司） 残菜につきましては、今現在ちょっと、大体平均すると小学校のほうが残菜率が少なく大体5%から7%前後のところを推移しているかと思うんですけども、中学生のほうになるとそこより若干多くなるというようなところの推移をしております。今現在は自校調理校につきましては残菜処理機というものを置いて堆肥化处理というところで、調理場については一括して処分したものを持っていただいて堆肥化处理というような形でやっております。そのような中、新たな調理場につきましても残菜につきましては残菜の処理をする機械とか、そこを堆肥化していく施設みたいなものをつくっていくか、また今と同じような処分にして委託するかということ、処分を委託して持ってもらうか堆肥化してもらうかということ、今後は施設の敷地内にそういうものができるかどうかということをお考えながら設計のほうはしていきたいと考えております。

○委員（氏井初枝） 残菜が少しでも減るようにおいしい給食をつくっていただくこととか、あと食育で子供たちが残さないようにするとかというような教育をしていただくとか、両方からこれからも進めていくということが大事だなと思うんですけども、つくったものの残菜にやっぱりお金をすごく使うというのはすごく矛盾を感じる部分なので、そこら辺がうまくいくといいなというふうに願っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

○学校給食課長（坂本忠司） 確かに残菜の食育というところでの観点から、各学校はいろいろ取り組んでいただいているところであります。また、市としても西多摩衛生組合へ加入というところもありますのでゴミを減らしていかなければいけないということも学校のほうにお知らせしていく中で、食育とか、あと学校との協力をしながら食育の推進を進めていくとともに、あとは献立内容というところを残菜の多いメニューとかそういうところは把握しながら献立を工夫しながら残菜の減少に努めていきたいとは考えております。

○教育長（小林一己） ほかにありませんか。

それでは、ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第14号は原案どおり決しました。

続きまして、議案第15号「平成29年度昭島市青少年教育協力者感謝状の被贈呈者について」説明を求めます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） それでは議案第15号「平成29年度昭島市青少年教育協力

者感謝状の被贈呈者について」御提案させていただきます。

本議案は、同要綱に基づきまして昭島市公立小学校と中学校のPTA各協議会から保護者の推薦があり、被贈呈者として決定する必要があることから御提案するものでございます。対象となる方は、各協議会におきまして、本部または単一団体の役員の職に3年以上在職した方で、その方が職をおやめになるときに贈呈するものでございます。今回の表彰者は、公立小学校PTA協議会が7校11名、公立中学校PTA協議会が5校9名、計20名でございます。お名前、功績は資料に記載のとおりでございます。

表彰でございますが、来月催されます小学校中学校の各PTA協議会の総会の席で教育長から直接お渡し願います。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長(小林一己) 議案第15号について事務局からの説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

よろしいでしょうか。それでは以上で討論を終わります。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長(小林一己) 御異議なしと認め、議案第15号は原案どおり決しました。

続きまして、議案第16号「昭島市青少年委員の委嘱について」説明を求めます。

○社会教育課長(伊藤雅彦) それでは、議案第16号「昭島市青少年委員の委嘱について」提案理由とその内容を御説明申し上げます。

昭島市青少年委員は、設置条例に基づき青少年教育の振興を図るため設置し、青少年の余暇指導、青少年団体育成等に携わっている方に委嘱しております。委員の定数は20名以内とし、現在18名の方に委嘱しておりますが、今回新たに1名の方に平成29年6月1日をもって御就任いただくため御提案させていただくものでございます。

恐れ入りますが議案書の中ほどの表を御覧ください。こちらの石塚武裕氏に青少年委員を委嘱するものでございます。任期は平成29年6月1日から平成30年3月31日まででございます。

この新たに御就任いただく方の略歴を御紹介させていただきます。石塚武裕氏は、地域の自治会、子供会、神輿会に所属するほか、中神小学校サッカーチームのコーチなどを務めておられ、主にスポーツを通して青少年の育成に御尽力をされております。

以上、甚だ簡略な説明で恐縮でございますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○教育長(小林一己) 議案第16号について事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑意見をお受けいたします。

よろしいでしょうか。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長(小林一己) 御異議なしと認め、議案第16号は原案どおりに決しました。  
議案の審議が終わりました。続きまして、協議事項に移ります。協議事項1「昭島市における給付型奨学金制度の創設について」説明を求めます。

○学校教育部長(高橋 功) 昭島市教育委員会における給付型奨学金制度の創設について協議資料1に基づきまして御説明いたします。

1の経緯でございますが、平成27年度に1億円の寄付をいただいた八王子市在住の田中孝様から再度の寄付の申し込みがございまして、同氏に詳細を確認したところ、低所得世帯の中学生が高等学校等に進学するにあたり、授業料は軽減されていても、制服代ですとか通学費、部活の活動費など困っている人がいると思うのでそのような人を支援したい、昭島市において返済を必要としない給付型奨学金制度を創設してほしいというお話でした。

そのため、2としまして教育委員会の考え方ですが、給付型奨学金制度の創設については金銭的な支援をすることで安心して勉学等に勤しむことができ、今後の社会人生活を送るための礎を築くことが期待できると考えることから、田中氏の寄付金5,000万円を原資とした給付型奨学金制度を創設をしたいと考えております。

3の給付型奨学金制度の概要についてですが、対象者につきましては概ね準要保護世帯の収入に該当する世帯で、学業成績が一定以上の生徒というふうに考えております。受給にあたりましては、審査会を設け審査を行い決定をしていきます。

それから給付型奨学金制度創設に伴う規程の整備ということで、教育委員会において給付型奨学金制度を創設するには、条例等の規程の制定が必要となることから、条例の制定にあたりましては昭島市議会の議決が必要となります。本年第2回市議会定例会において審議をしていただくことを現在予定しております。実施時期ですが、市議会において議決をいただいた場合には、平成30年度に高等学校等に入学する生徒から対象にして運用したいというふうに考えております。

以上、協議賜りますようお願いいたします。

○教育長(小林一己) 協議事項1につきまして説明が終わりました。本件に対する質疑、御意見をお願いいたします。

○委員(白川宗昭) さっきも育英会があったんですけども、現行の育英会というのがございまして、そこは給付型じゃないわけでバックを求められるわけですけども、それとの関連性、その辺はどういうふうにこれからしていったらいいのか、ぜひひとつその辺をお伺いしたい。

もう一つは5,000万円とありましたけれども、どの程度の金額でやるのかちょっとよくわかりませんが、かなり継続してできるものなのか、その辺の見通しなんかもある程度立てていかないとなかなか短期間で終わってしまうことになることになりはしないかと、そんなふうに感じるところもありますけれども、基本



的にはこういうものはつくることはすばらしいことじゃないかなというふうに思っておりますが、そういう問題が若干感じられるところでございます。いかがでしょうか。

○学校教育部長（高橋 功） まず育英会、こちらは貸付の制度でございますが、こちらにつきましては当面並行して運用していきたいというふうに考えております。その理由につきましては、育英会、返済型の貸付金なんですけれども、まず対象がこちらが高校生と大学生が対象となっております。今回給付型の奨学金につきましては、高校生を対象にした給付金ですので大学生は対象ではないということから、育英会のほうは大学生も対象ということで、ちょっと並行して運用していきたい。

それからあと世帯の所得の関係ですが、育英会も経済的な理由というのは受給資格にはあるんですけれども、一定収入がある方についてもその家庭の御需要によっては貸付を実施をしております。そういうことから育英会についてはそういう方も利用していくということで現在もしていただいておりますので、当面は育英会と新たに給付型の奨学金制度ができた場合には、利用される方が選択肢が増えたというような形の中で運用していきたい。ただ今後につきましては、育英会についてもさまざまな制度、昭島市以外の制度もありますので、そちらの状況ですとか今の貸付の動向なども調査しながらあり方については検討していきたいというふうに考えております。

それから2点目の5,000万円の原資、今後の見通しなどについてということですが、まず給付をするのは入学の準備金と、あと毎月という形で奨学金をお出しするというふうに今考えてございます。具体的な金額については今ちょっと調整中でございます。この給付型奨学金ができた場合に、今この5,000万円の原資ですけれども、田中さんの思いとしてはそういう制度ができて皆さんにそういうものがあるということがわかれば、自分と同じような思いを、寄付をしたいという方もいらっしゃるのではないかとということから、今後指定寄付も原資として運用していきたいという作りこみにさせていただきたいというふうに考えております。5,000万円ありますので、その金額がいくらになるかということで、その原資がある間は当面続けていきたい。期待としてはそういう指定寄付が今後あるのではないかとというふうに考えております。仮にこの原資だけで考えますと一定の期間、3年とか4年とかそういうところで原資がなくなるという形ではないというふうに考えております。

○委員（白川宗昭） だいたいわかりましたけど、やっぱり給付にあたっての規定というものをこれからつくっていくんだろうと思うんですけど、ぜひ一ついろんな面から考えてすばらしいものをつくっていただきたいということだけお願いしたいと思っております。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） 感想です。昭島市の場合は、現在の中学3年生が来年入学する際に、

もうすぐこれが適用できるようということ素早い迅速な対応をなさっているのがまず、すごく体制としてはいいなということを感じました。

それから御寄付くださった田中様の意向がずっと末長くこういう奨学金制度につながっていくようにという御意向があるようですねけれどもそれが本当につながっていくといいなという願い、それから子供たちが、そういう奨学金をいただいた子供たちが本当に御寄付くださった方たちの思いをしっかりとくんですばらしい人生を歩いていってもらいたいなということを願っております。感想です。

○教育長(小林一己) ありがとうございます。

○委員(紅林由紀子) 私も感想になるかと思うんですけども、非常にありがたいことですし、こういった給付型の奨学金の意義がすごく大きいのではないかなというふうに思います。高校生なので、やはりいろいろ生活が厳しい御家庭の高校生の場合、やっぱり自分のいろいろな部活とかいろいろなことに使うお金をつくるためにアルバイトをして、アルバイトをする時間が多すぎて勉強が進まなくなって、そして途中で中退してしまうみたいな、高校生の中退なども問題になっていますし、そういった意味では本当に目標を持って高校生活をここに書いてありますけれども安心して勉強等に勤しむことができるという環境づくりという意味では、この給付型奨学金という意義がすごく大きいと思いますので、ぜひ本当に熱い思いを持ったお子さんに届くような周知の仕方と、あとやはり昭島ではこういう子供に育ててほしいんだよというメッセージが伝わるような、単なる給付型という感じじゃなくて、そのメッセージが伝わるような募集の仕方、要綱などの条件を出していただければなというふうに思います。

○学校教育部長(高橋 功) まず田中さんの思いとしても、先ほど紅林委員がおっしゃったアルバイトなどを経済的にしなければいけなくて学業が続かなかったとか、あとはクラブ活動などをしていたんだけども経済的に厳しくてクラブ活動ができなくなっているお子さんなどいるのではないかということから支援をしたいということで、その中では田中さんは一つ秀でていて強いものを持っているお子さんというのは、やはり社会人として活躍していくようなそういう能力、自信を持っているお子さんもいると、そういう方をぜひ対象にしていきたいというふうに言われております。さきほどの紅林委員さん、田中さんの思いと紅林委員からいただいた今の御意見などもいただきながら要綱基準などについても整理をしていきたいなというふうに考えております。

○委員(紅林由紀子) よろしく願いいたします。

○委員(石川隆俊) 確かに最近では少ないと思うけれども、一部の少し貧しいうちでは塾に行こうと思っても塾に行けないという子がいて、現に昭島のボランティア団体がある先生にただで教えているのもありまして、あれを見てもやっぱりだからそういう意味で、今度のは塾に使うとは思いませんけれども、そういう意味で確かにお金があることによって勉強ができるならばすばらしいと思いますね。そうい

うふうなある意味では少し、すごい必要性があるものになればいいなと思いますね。

○委員(紅林由紀子) こういうことは実際的なのかどうなのかちょっと私自身は疑問でもあるんですけども、やっぱりそういったお子さんを応援しているというお金を毎月渡しているというだけではなくて、やっぱり応援しているという姿勢とか、そういったことで僕はこういうことができるようになりましたみたいな先輩の情報とかプライバシーの問題もあると思いますので難しいのかもしれないんですけども、ある仲間づくりとかいうか、少しおうちが貧しくても頑張ってみようみたいなそういった仲間づくりができるといいのかなと。やっぱりどうしてもいろいろくじけて途中で挫折しちゃいそうなことがあった時にもやっぱりそういう仲間がいることで励まし合えるみたいな部分もあるのかもしれないので、すみません、漠然とした話で申しわけないんですけども、そういった単に給付するだけではない何か仲間だよといったような雰囲気何か出せるともっといいのかなとちょっと期待してしまいました。

○教育長(小林一己) ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは以上で協議事項1を終わります。

続きまして、協議事項2「(仮称)教育福祉総合センターにおける新図書館および新郷土資料室の運営について」説明を求めます。

○教育福祉総合センター建設室長(岡本匡弘) それでは、協議事項2「(仮称)教育福祉総合センターにおける新図書館および新郷土資料室の運営について」説明いたします。

本案件につきましては、先月の第4回定例会におきまして御協議をいただいたところでございますが、その際にいただいた御意見や御質問等を踏まえまして資料に修正を加えましたので、引き続き御協議をお願いしたいと思います。

まず初めに、指定管理者制度に関する総務省の考え方について御説明をさせていただきます。協議資料2の後ろにお付けいたしました参考資料を御覧ください。総務省は効率的、効果的に質の高い公共サービスを提供するための業務改革といたしまして、行政サービスのオープン化、アウトソーシング等を推進しており、その中で指定管理者制度等を活用し、より効果的、効率的な運営に努めることとしております。また歳出の効率化に向けた業務改革を地方交付税の算定に反映するトップランナー方式の推進をしております。このトップランナー方式ですが、民間委託等の業務改革を実施した先進的な自治体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させることで地方交付税の削減と公共サービスにおける歳出の無駄をなくす仕組みであります。

対象となる業務が裏面に記載をしておりますが、この中で図書館管理業務の指定管理者制度につきましては、トップランナー方式の導入が見送られました。見送った理由といたしましては、教育機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切であるとの観点から指定管理者制度を導入しないという自治体の意見があったことや、実態として指定管理者制度の

導入が進んでいないことなどとしております。ただ、この見送ったというのはあくまでも地方交付税を算定するにあたり指定管理者制度を導入した低コストな業務形態を合理的で妥当な水準とするかの判断でありまして、各自治体における業務改革や見直しを制限するものではございません。指定管理者制度の導入は、その施設の設置目的を効果的に達成するために各自治体の実勢に委ねる制度となっております。

それでは協議資料2を御覧ください。前回御意見をいただき修正した部分について御説明をいたします。3ページを御覧ください。協議の中でボランティアの活用、育成について、また国際化を意識した施設づくりに関する御意見を踏まえまして、3の新図書館及び新郷土資料室の今後の課題として(1)の図書館につきましては、エのボランティアの活用、育成、市民との協働を検討していく必要があること、それとオの外国人の利用者にも配慮していく必要があることを追加いたしました。同様に4ページの(2)の新郷土資料室につきましても、エとオを追加いたしました。このほか地域を知る人の人材の確保や管理者の選定についてのご意見をいただきましたので、5ページの5の指定管理者を選定する際の特に留意すべき事項としてまとめました。(1)人材の確保につきましては、仕様書に本市の求める人材について書き込み、適切な人材を確保します。(2)指定管理者の選定にあたりましては、図書館運営の実績を重視し、安定した図書館運営を確保します。(3)市民との協働や学校との連携等地域に根差した事業運営についての提案を重視し、さらなる市民サービスの向上を目指します。(4)適宜、市と指定管理者が相談、協議できるような規程を定めます。

これらに留意いたしまして適切に指定管理者を選定してまいります。引き続き御協議賜りますようお願いいたします。

○教育長(小林一己) ただいま協議事項2につきましての説明が終わりました。

本案件に関しましては説明者からの話もあったように、先月から引き続いた協議事項となりますのでよろしく願い申し上げます。

それでは、本件に対する質疑、御意見をお願い申し上げます。

○委員(氏井初枝) 先月も申し上げたように指定管理者がどこになるのかということがすごくこれからの運営に重大なことになってくるかなというふうに強く思っています。昭島のほうにと実際に名乗りを上げていらっしゃる指定管理者が2、3というふうに、この前確か御回答いただいたと思うんですけども、今の5ページの5、選定する際に留意すべき事項を4つ書いてくださっていますけれども、これがきちんとすべてすんなりと受け入れていただけるというのは、なかなかコスト面や何かの面でも難しいのかなという気がいたします。そうした場合に2、3しかない業者さん、指定管理者のほうと市のほうの思いとのギャップ、そこら辺は調整していくことになるんでしょうけれども、そこら辺、うまく市のほうの思いと指定管理者のほうの思いが一致しなかった場合のことにしましては具体的にはどんなようなことをお考えですか。コスト面があるから市のほうもちょっと我慢してしまうとかどうしても合わなかったらお断りしてまた違うところを探すとか、そこら辺のことをどのようにお考えなのか、ちょっと漠然としたお尋ねの仕方です。

申しわけないんですけども。

○新図書館担当課長（磯村義人） まず業者の選定につきましては、要求水準書、仕様書的なものをつくります。その中で現在やっている事業を最低限として、その中でそれ以上のものを提案していただくような形をまず取ります。それに従いまして業者は提案をしていくところがございますけれども、基本的には通常の点検をしながら、また年度ごとの評価というのもしていくところがございます。また当初においてその認識の違いというところは協定を詰める中でしっかりした形でできることを、まずはそこが基本になるかと思っております。まずそこが一致しない場合ということになりますけれども、それにつきましては、当初であれば協定が整わないということになれば原則的には選定のし直しということもあり得るかとは思いますが。また指定管理業務を始めた後にこのような形で指定管理を続けていただくことが適当でないという場合には、指定の取り消しということもございます。そういう事態になった場合には、さらに選定するなり次善の策を講じていかなければいけないのかなとは考えております。

○生涯学習部長（山口朝子） 多分、氏井委員のほうからはこの要件を満たしてもらえそうな指定管理事業者と果たしてマッチングできるかどうかということがポイントだと思います。私どものほうでも図書館の指定管理事業を請け負っている事業者のことは今の段階でも十分に調べをしております、今この協議資料2のほうに書かせていただいた私どもの方針であるとか、あと課題であるとか、そういうところは今いろいろ調べさせていただいた事業者の中では十分に対応していただけるというふうに認識しております。というのは、その根拠は非常に多く全国の図書館を請け負っていらっしゃることであるとか、あとはその事業内容等も私どものほうで調べさせていただいたりとか、あと現地に行って視察をさせてもらったりして、それは私どもが図書館の基本方針基本計画で立てた昭島にふさわしい地域に開かれた図書館を担っていただけるにはこの事業者さんだったら十分だろうということも、いくつかは見ておりますし、そういうことで指定管理者制度、図書館の指定管理者制度というものは、もちろん私どももまだまだ十二分に勉強しているとは言えないんですけども、それ以上にそこに今まで関わりがなかった方にとってはどういう事業者というのは不安に思われると思うんですが、それが請け負える力量があるというふうに判断して、判断した上で指定管理者制度を導入したいという御提案をしているので、そこは御安心いただいてもいいかと思っております。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。今御説明いただきましてちょっと安心な気持ちに近づいてきたんですけども、ただ向こうも民間の企業ですので、やはり要はいくらそれにかかるかという数字を出してくるかと思うんですけども、一番最初の先月の書類の上では、直接に管理運営するよりも指定管理者制度のほうがコスト的に低いということもあって、これをこういう方向でというお話があるんだと思うんですけども、今部長のほうで御説明いただいたそういう企業さんのほうでここに書かれているような条件を満たし、かつ私たちが昭島市として

適正と思われるような金額でお引き受けいただけるというような見込みもあるということでしょうか。

○新図書館担当課長（磯村義人） この検討を進めるにあたりまして数社の見積もりを取ったところでございます。その中で条件等を提示した中での見積もり、これを基本に積算していただいておりますので、そういう意味では本市の求めるものを加味した上での金額の積算の結果だというふうに考えております。

○委員（紅林由紀子） わかりました。

○委員（氏井初枝） すごく単純なお尋ねなんですけど、直営方式に比べて指定管理者のほうがコストが安くすむというのはどうしてですかというか、どういうところでコストが安くできるんですか、指定管理者のほうが同じようなレベルのことを運営していく際に。

○新図書館担当課長（磯村義人） まず大きいのは、一つには人件費があるかと思えます。もう一つは事業者もたくさんの図書館を手がけていらっしゃると思いますので、共通的な事務費用というものは、数多くの図書館の中でスケールメリットを生かすことによって共通の費用は削減することができるのではないかと思います。また人件費と申しましたけれども、これについては適正な人員配置ということもあるかと思えます。その時間帯でありますとか曜日でありますとか、そのときに必要な人員を必要なだけ導入することができるというような柔軟な配置によることも大きいのではないかと思います。以上です。

○市民図書館長（石川千尋） 今コストを安くというふうなことだと思いますけれども、私も実際に指定管理をやっているところの図書館に聞いてみまして、例えばいろんな、今新図書館担当課長が申しあげましたようにいろんな共通点がある。例えば主婦の方が司書の資格を持っているんだけども扶養の範囲内でとか、あるいは学生さんがとか、そういうふうないろんな柔軟な対応ができる、そういうところでコストが安くできるかなというふうに考えております。

○教育長（小林一己） いかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 今図書館のほうのお話を承りましたけれども、郷土資料室の場合同じような考え方でいけるのでしょうか。最初の立ち上がりのところは初期投資といいましょうかいろんなものがどンドンどンドン、予算的にもかなりかなと思いますけど、何年か経ってくると経常の予算で動いてくるわけで、極端に違ってくるんじゃないかと思うんですね、予算が。その辺で指定管理でいける見通しというかあるのかどうか、図書館は今まであった本をこっちに持ってきてすぐ始められるわけですけども、郷土資料室のほうは最初にいろんなことをやらなきゃならないと思うんです。その辺のところ、それとそのあとの継続段階に入ったときの費用的な面というのは大分違うような感じがするんですけどね、その辺のとこ

ろまで考慮されているのかどうかということもありますよね、ちょっとその辺について。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 御質問のまず初期投資費用ですが、こちらのほうは指定管理のほうの金額の中には入っておりませんので、今展示のほうの一番初期の段階の、そのところの指定管理の中には入っておりません。それからあと継続性ですがこれは図書館と全く同じですので、当然いろんな企画をやっていたり人員の配置もしていただいたりという中で、これは一定の金額で済むというふうに考えております。

○委員（白川宗昭） 初期投資に入っているのかなと思っておったんですけども、わかりました。

○委員（氏井初枝） 郷土資料室のことについてお尋ねします。展示室というふうに書かれておりますけれども、今、美術館とか博物館とか資料室みたいなのところも、ただ見るだけではなくて実際にさわったりとかいろいろ体験できたりというコーナーがすごく増えてきていると思うんです。訪れる立場になっても、ただ見るだけよりも自分でいろいろできるというのは非常に魅力的なことかなというふうに思うんです。今回この計画にある資料館のほうはどのようにそこら辺はお考えなんでしょうか。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 今、御質問の展示のほうについてまずお答えをしていきます。同じものをずっと展示するとどんないいものでも飽きてきてしまいますので、ここはまず入替とかそれから企画展示ということで、新しくできる郷土資料室の中でやっていきます。これが3カ月なのか半年に1回なのかはそのコーナーによって変わってくると思います。それから隣にあるシアターとかを使いましてお子様向けの講演会とか、それから今やっているまが玉づくり教室とかいろいろな教室もやっていきたいと思えます。

それから2点目の体験できるような、手で触れられるようなとか、そういったものですが、既存校舎棟の中の3階に、一つの展示室と体験学習室という仮の名前ですが考えておまして、展示室のほうは主に民具や遺跡、遺物こういったものを展示して比較的ガラスケースの中ではなくて見られるようにして、隣の体験学習室では、民具の中で例えば農耕具をさわってみる、養蚕具をさわって動かしてみる、それから縄文土器を粘土でちょっとつくってみるとか、そういったものを計画して飽きのこないような魅力のある展示、郷土資料室を考えております。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） お考えをちょっとお聞かせいただきたいんですけども、この資料6の指定管理者制度導入にあたっての市の役割というところにまず記述がありますけれども、その内容については何も申すことはないんですけども、これ以外に指定管理者制度を導入した場合には、その企業さんが何年か続けてやられる

と、うまくいけばずっと続けてやられるということだと思わなければならない場合も、そのやり方を続けていった場合に、市として図書館なり郷土資料室なりをもっているということでのノウハウとか人材とか、そういうものの蓄積、それをどういうふうに行っていくというふうにお考えなのかなということをお聞かせいただきたいと思っております。もちろんいろいろチェック、評価は都度されるということだと思わなければならない、やはりその部署がずっとその中身をしっかりと蓄積していけるような、そういった方法を何かお考えでいらっしゃるかどうかということをお聞かせいただきたいんですが。

○生涯学習部長（山口朝子） この2のところに組織改正の構築というふうにしておりまして、そこに組織を置いていくんだよということは簡単には書いてございますが、結局そのノウハウを蓄積していかないと昭島市の図書館、昭島市の郷土資料室というところの昭島市のということの意味が失われてしまうので、そこはもちろんのことやっていきたいと思っております。ですからそこに適切な人材を配置いたしまして、例えば長年5年、10年と指定管理者制度で両方の郷土資料室、図書館を運営していくことになっても、その間、事業者を選定し直したりとか、あとは今うまくいかないところの業務の見直し等は、市のほうで仕様書を書きかえますので、変な話、その業務に精通していないと仕様書の書きかえなんかもままならないんです。ですからそのものはノウハウを持ったまま継続して、その組織がモニタリングをしながら積み上げをしていきたいと思っておりますし、郷土資料室の資料もそうですし図書館の資料もそうですが、郷土、地元の資料に関しては蓄積を今までどおり続けていくつもりでおります。

○委員（紅林由紀子） ということは、そういった面でのその図書館なり郷土資料室のこの新しい社会教育複合施設に関してのスペシャリストといった人材が、市の中で継続的に育成されていくというふうにご検討よろしいのでしょうか。

○生涯学習部長（山口朝子） 現在の市の人事制度の中ではそこにずっと継続的に専門職としているということにはなっておりませんし、その制度が変わらない限りはそこはちょっと難しいかと思っております。ただ、今の現在の直営の図書館にしてもそうですが常に5年から3年で人事異動がございまして、それは同じ条件でございしますので、そのあたりは引き継ぎをきちんとしながら市が受け持つというところはきちんと受け持ってやっていきたいと思っておりますので、同じ人材がそのままずっと半永久的にいるという意味ではございません。

○委員（紅林由紀子） わかりました。

○委員（石川隆俊） すみません。勉強が足らなくて運営方式の基本の直営方式、これはわかります。業務委託方式と指定管理者制度、PFI方式って簡単に説明していただけますか。



○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） P F Iですが、こちらにつきましては、建設から運営まで含めて一括して行うといったようなものです。業務委託につきましては一部の業務を仕様書に定めましてその業務だけを委託するというものです。

○委員（石川隆俊） じゃあちょっとアルバイトを雇うような感じですね。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） はい、本当にやる業務を仕様書できちっと決めて業務の一部を委託するというものです。

指定管理者制度につきましては指定管理者、その施設の運営をすべてその事業者指定してお任せするという制度です。それにつきましては使用許可ですとかそういったすべての業務を行えるという制度です。

○委員（石川隆俊） わかりました。

○委員（白川宗昭） 細かい点は大体私もわかってきているつもりなんですけれども、この教育福祉総合センターというものの中には教育関係のものと福祉も入っていますよね、ちょっとこれからの見通しなんでしょうと思うんですけれども、全体のセンターにはセンター長みたいなのがいるんですか。そこが親分になってやっていくのか、この教育の部分だけが教育委員会のテリトリーに入って教育委員会のほうからやっていくと、福祉のほうのことはまた別のところが入ってくるのかと、その辺の組織的な行政組織としてはどんなような形にこれからなっていくんでしょうか。

○生涯学習部長（山口朝子） 今委員がおっしゃったように児童福祉の部分も入りますので組織的な部分もきちんと固めていかなければいけないと思っております。それは先月のこちらの委員会の中でも御説明しましたが、12月には条例立てをしていきたいと思っております、その条例立ての前に組織もあらかじめ固めていきたいと思っておりますが今のところはそれぞれの入るセクションについてはもう決まっておりますので、そのセクションが後ろ側のほうももうそれは定めておりますので、そこが例えばまた新しい組織で統合されるのかとか、今のまま入るのかというのはまだちょっと検討段階でございます。またあちらに移る、こちらのほうからあちらに移る部署があるかと思っておりますので、そうすると少し大きく組織を変更していかなければいけませんので、それは教育委員会だけの問題でもなく教育委員会と市長部局も含めて検討をしていかなければいけないと思っております。ですからセンター長がセンター長としておくのか、それとも新館のほうの新館のそこの担当の管理職としておくのかということも含めてこれからの検討となっております。

○委員（白川宗昭） それをはっきりしてこないと、例えば予算要求とか予算化する段階でもセンターに、博物館なり郷土資料館なり図書館がセンター長のほうから行くのか、図書館は教育委員会のほうから行って、ほかはほかから来ると、そういう

予算的なことも絡んでくるような気がするんですね。結局そのことが管理者方式というようなものとの関係も非常にわかりにくくなってきやしないかなとか、そんな懸念もあるんですけどもその辺のところを次回かどうか知りませんが、これからぜひ考えて提示をしていただきたいと思いますというふうに思います。

○生涯学習部長（山口朝子） 今予算のことで御不安をいただいていると思うんですが、例えばこの庁舎も教育委員会もあれば市長部局もあり、予算は別々に立てて全部でまとめていろいろ御審議をいただくことになっておりますので、そのセンター自体が一つの組織になるというのは今のところはなかなか難しいのかなと思います。まったく児童発達のほうと、あと私どもの教育委員会部局では今も別々な組織になっておりますので、組織としては別であってもそれぞれのところで予算を立てて、例えば共通のことであるとすれば、あそこの全体の管理、運営ではなくて例えば外構の管理ですとか建物の管理とか、そういうところは一括してできるのではないかなというふうに考えておりますが、それぞれの予算は今も現行もその業務をもっているところがありますので、それぞれに予算立てをしても特に支障はないものと考えております。

○委員（白川宗昭） 結局いろんなものを入れた形で今回できているわけですけど、それはいろいろ総合的にプランナーもできるし市民サービスもできるんだというメリットがあるからこういう形になっているというふうに理解しているんですけども、その辺をやっぱり私は一つのきちとしたものがあつたほうが全体としてやりやすいし、それぞれ部局が別だとやっぱり調整がうまくつかない部分も当然出てくるんじゃないかと思うんです。そういう意味でやっぱり何か一つきちとしたものをつくつたほうがいいんじゃないかなと思っているんですけども、それはここで考えるべき話ではないのかもしれないかもしれませんが、一つの意見として申し上げておきたいと思います。

○生涯学習部長（山口朝子） 今、いただいたのも本当に考えていただいて、そういう意見もあると思います。今回、初めてさまざまな部局が集まった複合施設を昭島もつくるわけなのでやっぱり試行錯誤もあると思いますし、あとは他市なんかを見るとやっぱりいろんな部局が集まった複合施設というのは既にできておりますので、そういうところの運営状況等もふまえて全庁的に検討してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 今のお話、わかりましたが、やはり最初のこの施設のコンセプトというのがあると思いますので、この、やはりそれぞれの施設がつながることでの相乗効果というものを期待しての施設となっていると思うので、やはり別々のセクションが連絡会を持つか、その形はこれから研究されると思うんですけども、やはり横のつながりがスムーズに行われるような形をぜひ考えていただきたいというふうにお願したいというふうに思います。それは意見なんですけれども、もう一つお尋ねしたいんですけども、前回の資料に記載されていたのかもしれないんですけども、この指定管理者と、あとそれぞれの市民の委員会が

ありますよね、図書館運営協議会とか、あと文化財の審議委員会と、そういった団体、委員会、審議会との指定管理者との関係はどのような形になっていくのかということをちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○生涯学習部長（山口朝子） まず、図書館協議会のほうなんですが、館長が指定管理者になったとしても図書館協議会という名前にするかどうかはともかくとして、そのまま今と同じような学識経験者や市民の公募委員等を入れた協議会の一つ、会議体は一つつくっていきたいと思っておりますし、文化財保護審議会につきましては市の条例で定められているとおりの運用を、新しいところになっても前回の会議の中で郷土資料室は文化財行政の一部であるというお話も差し上げておりますので、引き続き文化財保護審議会のほうとはお話を詰めながらさまざまな文化財行政を進めていきたいと思っております。

○委員（紅林由紀子） こういう形ができるのかどうかわからないですけど、やはり実際に企画運営されている指定管理者の方に市民の代表であるそういった協議会の方の声を直に聞いていただく様な場をつくったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんです。やっぱりそれを1回市のほうでそれを協議会の話聞いて、それを管理者に持っていくというのだと、やはりその思いが薄まる部分もあるのかな、ワンクッションを置くことで伝わりにくい部分もあると思いますので、ぜひそういう場を設定できるような形を検討していただければ、昭島の図書館であり昭島の郷土資料室らしさが出るんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○生涯学習部長（山口朝子） 今、紅林委員のおっしゃったとおりだと思っておりますので私どもも。もう図書館協議会のほうでお話をした際にも同じような御意見もいただきましたし、それを文化財保護審議会のほうでも御懸念いただいているところですので、そういうその合わせたような協議体であるかどうかはちょっとまた検討なんですけど、直接お話をして間に市が入ってというような形で何か協議をしながら進めていけるようなものを検討してまいりたいと思っております。

○委員（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） ハード面についてのお尋ねです。既存校舎のほうのことでよろしいんですよね。既存校舎を使うところについては、現在分かっている教室のあいう壁みたいな、あれは生かしてこの計画はなされているということなんでしょうか。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 基本的には既存校舎、改修を最小限にということで考えております。ただ、間仕切りですとか床とか改修しますので大分リニューアルという形にはなろうかと思えます。

○委員（氏井初枝） 相談室が1階と2階合わせて9部屋、この図面には載っていますけれども、一つの例えば1階の所の相談室1、2、3というところに関しては一つの教室を3分割しているというようなイメージでよろしいのでしょうか。そうした場合に、仕切りがどのようなものになるのかよくわからないんですけども、相談にいらっしゃる方のプライバシーを守ったりするために間仕切りの完全に防音するというのは難しいかもしれないんですけども、隣の部屋の声って意外に聞こえたりするので、そこら辺は仕切りをつくっていただく場合にはそういう音が漏れないように御配慮していただけたらよろしいんじゃないかなと思ってお尋ねをいたしました。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） こちら1階にある相談室が1から6まであります。これらの相談室につきましては、氏井委員おっしゃるとおり相談内容が外に漏れないような配慮ということで防音性の高いようなつくりとしております。

○教育長（小林一己） ほかに何かございますか。

○生涯学習部長（山口朝子） 先ほど紅林委員のほうから、コスト的に非常に低くなるのでそれを導入するというような御意見をいただいて、氏井委員さんのほうからコストは何で安くなるのかというようなお話をいただいておましてそれはお答えをしているんですが、根本的にもものすごく今、直営で運営するのと指定管理で運営するのはものすごくコストが下がるというふうには私ども考えておりません。適切に図書館を運営していく上では適切なコストをかけるべきだと考えております。その中で先ほどお話を出したように、スケールメリットでいろいろなところで営業していらっしゃる事業者さんであれば、スケールメリットで事務の部分は全部一括して本部で請け負うとか、あとはワークライフバランスという関係で短い時間だけ働きたい司書さんを雇っていただくとか、そういうことで多少私どもの正職員を全部はりつけるよりもコストが変わってくるということでありまして、それはちょっと企業の方の考えですので私どものほうは本意はわかりませんが、図書館を運営するような企業で大きくそこで儲けたいというような考え方の企業はどうもないと思っております。ただ、適正な金額を自治体のほうでお支払いをして適正に図書館を運営していただくというのが、そういうやりとりで今後決めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 思うところございますけれども、今部長のほうで御説明いただいてよくわかりましたが、やはりいろいろ本当にいろいろな技術は進化、どんどん進化している世の中で、本当に大きくやられている企業の先端的な、いろいろなノウハウや物を使ってそれを取り入れて運営していくというのは非常に合理的な考え方で、この昭島市のようにすごくお金がある市でもなく、そういった中で十分なサービスを市民の皆さんに提供するという意味ではこういった形はありなのではないかなというふうに私のほうでは思います。ただ、やはり何事についてもそ

うですけれども、やはり合理的であるだけだと、やはりとても冷たいものになってしまいますので、その分、市民の声や市民が参画できるようないろいろな入り口というかそういうものをたくさん考えてそれを柔軟に取り入れていただけるような業者さんを選定していただいて、そういったことで合理性と手づくり感がマッチしたいい施設になっていくんじゃないかなというふうに思いますので、そこをぜひうまくやっていけたらなというふうに思いました。以上です。

○教育長(小林一己) もしよろしければ、4月、先月と2カ月続けてこの御協議を新図書館と郷土資料室の運営という部分で御協議をいただき、いろいろ御質問等をいただいております。それで事務局のほうからもそれに対する御対応を差し上げている状況の中で、そろそろこの協議内容についても一定の方向性を私も考えていきたいというふうに思っています。今までの議論等を踏まえて、紅林委員が冒頭で現在の思いということでお話しいただきましたけれども、できれば委員さんごとにその審議をしていただく中での、協議をしていただく中での今の指定管理者制度に対する思いというのをちょっとお話ししていただければありがたいなと思いますが、いかがでしょう。

○委員(氏井初枝) 前の繰り返しになりますけれども、指定管理者制度というのが初めてのことでいろいろな御心配の声がある中で、でも市の限られた財政の中でいろいろなことがあって指定管理者制度というふうに、今なる方向性でいろいろ話し合われているわけですけれども、指定管理者の選定にあたっては昭島市のコンセプトをしっかりお持ちでそれを実現できるようなところとか、それから今までのボランティアの方との関連とかいろいろ今までのものを大事にしていきながら、さらにバージョンアップしていくようなものをお考えいただいているということなので、新しい教育総合福祉センターの開館がすごく待ち望まれるところです。

それからちょっと私、個人のことでないんですが、知り合いの方でやはりこれができるのをすごく楽しみに、もうご高齢の方なんですけれども、ずっと大学の図書館で司書をやっていて自分はそれなりのノウハウを持っているつもりなのですごくこれができるのが楽しみで、歳は取っているんだけども何かの形で関与できたらなと思っているんですよという話を伺ったんですね。ですから今までもすごく地域の方が力を貸してくださっているということは何回もお話に出ていますけれども、また新たなそういう人材の発掘などもしていただけたら市民がつくりあげた図書館ということが味つけされてよりいいものになるのかなということを感じています。以上です。

○委員(白川宗昭) 私も2回の話し合いの中で、指定管理者についてはそれでいくのがいいんだろうな、行かざるを得ないのかなといいましょうか、そんな意味合いでもっていいかなと思って納得している部分がございます。ただ、いろいろと皆様方から出た話のとおり、どのようにそれを生かしていくか、指定管理という制度をどうやって生かしていくか、それはやっぱり行政サイドがきちっとチェックという言い方がいいのかどうか分かりませんが、きちっと言うべきことを言うということ、それからまた市民の皆さんがそれぞれすばらしいものにしていくと

いう気持ちがそこへ集約していけばいいものができていくんじゃないかなというふうな印象は持っております。昭島らしさといっているわけですが、昭島らしさがぜひ出るような施設にぜひしてほしい、そのためにはこれから30年、31年、これからすごく大変な時期なんじゃないのかなというふうに思います。ぜひひとつ方向性を定めて、きちっと充実したこれからの準備期間にぜひ入っていただきたいと、協力できるところはぜひとも協力していただきたいと、そのように思っています。よろしくお願いいたします。

○委員(石川隆俊) すべてお話ししたかと思いますが、やっぱり昭島の文化の中心ということになりますので、ちょっとこれはやってみなきゃわからないという部分もこれはあるかもしれない。だけれども、結局今のところそういうふうな方法が一番いいというふうにされて、外部からそういう力を導入して、そこにやっぱり市の監督というか管理がすごく必要で、やっぱり市のあれが浸透するような形でそこをお願いした人を動かすことができる。もちろんボランティアは必要ですね。特にこういうふうな生涯教育活動ではやはりボランティアがどんどん口を出してもいいと思うんです。そういうふうなことが期待されるので、なんというかそこにわいわいと人が集まれるところになれば最高じゃないですか。

○教育長(小林一己) ありがとうございます。それでは本協議事項につきましては今回資料としてお示しをしました(仮称)教育福祉総合センターにおける新図書館及び新郷土資料室の運営については、基本的にはこのような考え方で教育委員会としてもいきたいという理解でよろしいでしょうか。

当然、きょうの御意見の中でもまた付け加えることがあろうかと思っておりますけれども、それを踏まえて方向性としてはこういう形で進めるという御理解でよろしいですか。

ありがとうございます。ちょっと事務局のほうで今後の予定についてちょっと話をさせていただきますか。

○教育福祉総合センター建設室長(岡本匡弘) 本日いただいた御意見等を踏まえまして、また資料の修正をいたします。それでそれをパブリックコメントのほうにかけたいというふうに考えております。それにつきまして、次回の教育委員会でまたその御提案をさせていただいて御確認をいただければと思っております。そこでよろしければ7月からパブリックコメントにかけていくということで予定をしております。

○教育長(小林一己) 今、事務局のほうの説明で教育委員会としてのパブリックコメントを7月から実施する関係で、次回の定例会においてはそのパブリックコメントを満たす案を御提示するというお話ですので、また協議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で協議事項を終わります。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1「平成29年度昭島市一般会計第1号補正予算(案)〈教育委員会関係〉について」報告を求めます。

○学校教育部長（高橋 功） 「平成 29 年度昭島市一般会計第 1 号補正予算(案)（教育委員会関係）について」御報告させていただきます。報告資料 1 を御覧いただきたいと思います。

この第 1 号補正予算につきましては、平成 29 年第 2 回昭島市議会定例会に提案を予定しているものでございます。

初めに歳入でございますが、すべて指導課の歳入で国及び東京都ともに委託事業として認められたため歳出と同額を計上いたすものでございます。

まず、国庫支出金の子どもの体力向上課題対策プロジェクト委託金でございますが、子供の体力が昭和 60 年ごろと比較すると低い数字になるため、体力低下種目等の課題対策プログラムの開発研究に対する委託金で、歳出は教育研究事業費に計上してございます。

続きまして、都支出金でございます。初めに体力格差解消推進校事業補助金でございますが、児童生徒に確かな学力の定着と伸長を図るために、学力格差解消推進指定校として中学校 1 校が指定され、その取り組みに対する経費として交付されるもので、歳出は教育指導等事業費に計上いたすものでございます。

次に、中学校英語教育推進モデル地区事業委託金でございますが、次期学習指導要領による小学校英語との接続を図った中学校での英語教育の推進をするために、東京都教育委員会から中学校英語教育推進モデル地区として指定されることとなったため計上いたすもので、歳出は教育研究事業費に計上いたしてございます。

続きまして、歳出でございます。初めに指導課の歳出でございますが、先ほど歳入で述べたとおりでございます。

次に、学校給食課の歳出でございますが、定年退職職員補充に伴い給食調理臨時職員賃金などを計上いたすものでございます。なお、職員の給与等については総務費で減額されておりますのでこの報告資料には掲載しておりません。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項 1 の説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） すみません、ちょっとお伺いしたいんですけれども、具体的には例えば学力格差解消推進校という多摩辺中学校でされるということは、具体的にはどういうことをされる予定でいらっしゃるのか、どういう取り組みをされるのかというようなことをちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○指導主事（神薗博之） 学力格差推進校におきましては加配教員が配置されます。1 名配置されます。その中で加配教員担当を中心に関係各機関との連携等を行いながら学力向上の学校の取り組みを活性化させ、ほかの教員にも意識を一層上昇させるという目的でございます。

○委員（紅林由紀子） すみません、加配の先生が入られることで、ということは学力格

差があるということは低学力の生徒さんたちに、例えば個別、少人数授業を増やしたりとかそういうことなんでしょうか、それとも補習とかをされるとかそういうことなんでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） まず先ほど説明しました加配教員につきましては学力の向上を全体的に図る学力向上コーディネーターとしての役割として、正規の教員が一人加配されている状況でございます。こちらの予算に計上されていますところにつきましては、毎週1回補習教室を開催する予定でございます。そこで支援員さんを入れまして低学力のお子さん、もっと学力をつけたいというお子さんを対象に補習教室を行っていくという計画でございます。

○委員（紅林由紀子） 学力格差は結構、問題、課題になっている部分だと思いますのでちょっと具体的にどういうことをされているのかをお伺いしたかったので質問させていただきます。ありがとうございます。

○教育長（小林一己） よろしいでしょうか。  
なければ次に進んでよろしいでしょうか。それでは報告事項2「平成29年度第1回教育委員の学校訪問について」説明を求めます。

○学校教育部長（高橋 功） 「平成29年度第1回教育委員の学校訪問について」でございます。

日時は、第6回定例教育委員会の午前中、6月22日、木曜日の午前9時から行います。訪問校は光華小学校、武蔵野小学校の順に訪問いたします。学校では初めに説明を受け、次に授業参観をしていただき、その後、質問、意見交換という形で進めさせていただきます。なお、武蔵野小学校では自校給食校の給食を食べていただくことになります。

訪問者及び配車につきましては記載のとおり予定しておりますが、1週間ほど前に御都合を確認させていただきながら調整をさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 説明が終わりました。  
本件に対する意見等をお願いいたします。  
よろしいでしょうか。私のほうからも当日の対応をよろしく願いいたします。  
続きまして、報告事項3「平成28年度教育推進計画の成果と課題並びに平成29年度教育推進計画について」報告を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項3「平成28年度教育推進計画の成果と課題並びに平成29年度教育推進計画について」御説明いたします。

まず資料でございますが、昭島市立小中学校、全19校の資料を配布してございます。この資料でございますが、まず上段に第2次昭島市教育振興基本計画の柱であります「確かな学力の定着、豊かな心の醸成、健やかな体の育成、輝く未来



に向かって」に基づいた平成 28 年度の数値目標、平成 28 年度の間接報告、平成 28 年度の成果と課題、そして平成 29 年度の数値目標を掲載してございます。下段につきましては、平成 29 年度の目標を達成するための教育推進計画を記載してございます。

なお、各校から提出されました平成 28 年度の成果と課題でございますが、教育委員会事務局としましては、平成 29 年度の教育課程届出の受付の際に報告を受けております。全般的な傾向としまして、代表的な確かな学力の定着のところについてでございますが、学習支援員を活用した取り組みにより児童生徒の学習意欲の向上や個別指導の充実を図ることができましたが、やはり家庭学習の定着についてはまだ課題が残る学校が多く見られました。これについては平成 29 年度も継続して各校で取り組んでいく予定でございます。

平成 29 年度の取り組みにつきましては、今後 9 月に中間報告としてヒアリングを実施し、各学校での取り組み状況を把握してまいります。また指導課訪問や第三者評価委員会の学校訪問の際にもこの教育推進計画を視点として検証をしてまいります。委員の皆様にも学校訪問をした際にはこの計画を参考にしていただければ幸いです。

以上で報告を終わります。

○教育長（小林一己） 報告事項 3 の説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） すみません、2 点お伺いしたいんですけれども、1 点は、QU テストについてなんですけれども、これが予算に計上されている学校は 1 校あるんですが、ほかはやらないということなのか、あるいは市全体としては全校でやるのかどうかということが 1 点と、もう 1 点は図書館支援員さんを予算に計上されていらっしゃる学校がかなり多いようなんですけれども、これは市のほうで配置されていた支援員さんのことなのか、それプラスアルファの支援員さんなのかということと、あとその計上されていらっしゃる学校はどのように図書館を開かれていらっしゃるのか、もし情報を把握していらっしゃるようでしたら教えていただきたいなと思います。

○統括指導主事（長崎将幸） まずハイパーQU テストのところなんですけれども、市のほうの予算で年間 1 回年度当初、これから 5 月末からにかけて学期はじめに全校で実施してございます。この教育推進計画に計上している学校につきましては、さらにそのあとどういうふうに変化があったのか検証をしたいというふうに独自で学校のほうで取り組みたいという学校が計上してございます。

続きまして、図書館支援員ですが、まず司書資格を持った図書館の支援員につきましては全校で配置をしてございます。こちらの推進計画に載っているものはプラスアルファというような形で地域の方であったりという方をさらに図書館を充実させるために配置しているような形で予算措置をしているものでございます。なので、基本的には年間 45 日間配置されている方が基本になり、ここの推進計画に載っている方がそれにプラスアルファでやられているという形になっておりま

す。以上でございます。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それではぜひ来月の学校訪問の際にもこちらの資料について御活用のほうよろしくお願ひ申し上げます。報告事項3を終了いたします。

続きまして、報告事項4「昭島市就学支援委員会委員の委嘱について」から報告事項6「昭島市難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会委員の委嘱について」につきましては事務局より一括で説明したいとの申し出がありましたので一括して説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） それでは3項目まとめて報告をさせていただきます。

初めに報告事項4「昭島市就学支援委員会委員の委嘱について」御説明いたします。就学支援委員会では、小中学校の入学に際し特別支援学校や特別支援学級への就学判定を行います。就学支援委員会の委員につきましては、昭島市就学支援委員会設置要綱第3条及び第4条に基づき特別支援学級を設置する学校の校長、特別支援学校の教諭、都立特別支援学校の教諭等、主任心理士、学識経験者、医師、統括指導主事及び指導主事の中から委員を委嘱いたしました。

続きまして、報告事項5「昭島市転学入級判定委員会委員の委嘱について」御説明いたします。転学入級判定委員会では、特別支援学級または特別支援学校への転学、特別支援学級等から通常の学級への転学の可否、情緒障害等通級指導学級特別支援教室への入級入室及び退級退室の適否について判定を行います。昭島市転学入級判定委員会設置要綱第3条及び第4条に基づき特別支援学級を設置する学校の校長、特別支援学級の教諭、都立特別支援学級の教諭等、主任心理士、統括指導主事及び指導主事の中から委員を委嘱いたしました。

最後に報告事項6「昭島市難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会委員の委嘱について」御報告いたします。

難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会では、富士見丘小学校に設置しております難聴・言語障害通級指導学級への入級及び退級の可否について協議を行います。委員につきましては昭島市難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会要綱第3条及び第4条に基づき、通級指導学級を設置する学校の校長、学識経験者、通級指導学級を担任する教諭、主任心理士、指導主事の中から委員を委嘱いたしました。

以上で報告を終わります。

○教育長（小林一己） 報告事項4から6までの説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは続きまして、報告事項7に移ります。「(仮称)教育福祉総合センター建設工事実施設計について」報告を求めます。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） それでは、「(仮称)教育福祉総合センター

建設工事実施設計について」御報告をいたします。

昨年7月から業務委託により行っておりました本センターの実実施設計がおかげさまで完了いたしましたので、その概要を御報告いたします。

恐れ入りますがお手元の報告資料7を御覧ください。本センターの建設につきましては、学識経験者や市民委員を含めた検討委員会におきまして、基本方針、基本計画を策定し、その後ワークショップやパブリックコメントなどを実施し、市民の皆様の御意見をいただきながら基本設計を策定いたしました。

昨年度行いました実施設計では、これまでの考えを踏まえ、また施設のコンセプトである市民の交流の場と課題解決を支援する知の拠点としてバリアフリーに配慮し、誰もが使いやすい施設として取りまとめをいたしました。計画の概要につきましては記載のとおりでございますが、3つめの延べ床面積、階数等の表につきましては、括弧書きで実施設計完了時点と記載をしております。こちらにつきましては、現在建築確認申請を行っているところでありまして、建築指導事務所との調整によりまして建築面積と延べ床面積につきましては今後動く可能性がありますのでこのような記載としております。

A3版の整備事業の概要版をお付けしておりますが、こちらにつきましては本年3月の第3回定例会におきまして案として御報告をさせていただいた内容から大きな変更はございませんので、後ほど御確認をいただければと思います。

続きまして、今後の予定ですが、建築確認申請を6月までに行い、その後9月に入札をいたしまして本年10月から平成31年12月までの工事を予定しております。

以上、大変簡略な説明で恐縮ですが御報告をさせていただきます。

○教育長（小林一己） 報告事項7の説明が終わりました。

本件に対する御意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。特になければ次に進みたいと思いますが、それでは報告事項8に移りたいと思います。「平成29年度「市民プール・拝島第一小学校プール」の開設について」報告を求めます。

○スポーツ振興課長（橋本博司） 報告事項8「平成29年度「市民プール・拝島第一小学校プール」の開設について」御報告申し上げます。

本年も市民プールを開設いたします。また、平成26年度に廃止いたしました拝島公園プールの代替えといたしまして拝島第一小学校プールを本年度も開放いたします。

1「市民プールについて」でございますが、開設期間は7月15日から8月31日まで、期間中2日間機械点検のため休場を設けさせていただき45日間の開設となります。開場時間、使用料金につきましては例年どおりでございます。

次に、2「拝島第一小学校プールの開放について」ですが、開設期間は8月3日から9日までの7日間です。開場時間は市民プールと同時間で、使用料については無料とさせていただきます。

なお、第一小学校につきましては、夏休み期間中に校庭整備工事を行うことからプール開放にあたりましては学校工事担当課、施行业者と調整を行い安全な開

放事業に努めてまいります。

最後に運営方法でございますが、両プールとも運營業務委託をいたします。

以上、御報告申し上げます。

○教育長（小林一己） 報告事項8の説明が終わりました。

御意見等お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは報告事項9に移りたいと思います。「昭島市公民館陶芸釜の使用に関する要綱制定について」報告を求めます。

○市民会館・公民館長（並木映子） 報告事項9「昭島市公民館陶芸釜の使用に関する要綱制定について」御報告申し上げます。

公民館に設置しております陶芸釜につきましては、昨年9月に灯油式のものから電気式のものに買い換えをいたしました。陶芸釜につきましては、旧の灯油式のものにつきましては燃料となる灯油を利用団体に負担していただいておりますことから新しい電気式のものにつきましては、電気料金の実費相当分を負担していただくため要綱を制定し、使用に関して必要な事項を定めたものでございます。

要綱では、陶芸釜を使用することができる団体、利用時間、利用の申請、使用の許可、使用許可の取り消し、使用の条件、費用負担についてそれぞれ定めております。費用負担につきましては、昨年9月から今年3月までの陶芸釜の利用実績から素焼き、本焼き、それぞれの電力使用量を調査し、その平均の使用量に電気料金の単価を乗じて算出した額、素焼きが900円、本焼きが2,100円を、陶芸釜を使用する際に電気料金の実費相当分として利用団体に負担していただくものでございます。

この要綱につきましては6月1日より実施いたします。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項9の説明が終わりました。

御意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、報告事項10の「昭島市立中学校学校薬剤師の委嘱について」から報告事項16の「昭島市公民館主催事業について」は資料配付のみとさせていただきますが、何か御意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは次に、次回の教育委員会日程について報告をお願いいたします。

○学校教育部長（高橋 功） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、6月22日木曜日、午後2時30分から場所は市役所庁議室でございます。

なお、先ほど報告させていただきましたが、午前中から午後にかけて学校訪問を行いますのでよろしくをお願いいたします。

○教育長（小林一己） それでは6月22日、午前中からとなりますけれども対応方よろしくをお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、平成 29 年昭島市教育委員会第 5 回定例会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

調 整 担 当